

欧州滞在レポート

会員 呉 英燦



要約

昨夏の約4ヶ月間、欧州に出張、滞在する機会をいただき、欧州特許実務研修の受講および欧州特許事務所での訓練生（トレイニー）としての滞在、並びに表敬訪問などで筆者が実際に体験した経験を、主に海外出張未経験の読者を対象に、実務的な小話を織り交ぜながらご紹介させていただきます。実務研修に向けての思い、研修の概要、欧州特許事務所での滞在中に見聞きして感じたことや、表敬訪問でのプレゼン、そして最後に欧州の文化についても少し触れたいと思います。読者の皆様には、これらの体験談を通じて、国境を越えて知識と経験を積むことの楽しさを少しでも身近に感じていただければ幸いです。

目次

- 1 はじめに
- 2 自己紹介
- 3 欧州特許実務研修に向けて
 - (1) 滞在先の決定と事前準備
 - (2) 渡欧から研修まで
- 4 欧州特許実務研修（Summer Course）
 - (1) 研修内容
 - (2) 研修（ブリストルにて）
 - (3) 研修（ロンドンにて）
 - (4) 王立裁判所見学
 - (5) 欧州特許庁でのヒヤリング傍聴
- 5 トレイニー滞在
 - (1) 英国滞在編
 - (2) ドイツ滞在編
- 6 欧州特許事務所への表敬訪問
 - (1) 緊張のプレゼンと温かな歓迎
 - (2) 訪問先にて思ったこと
- 7 欧州ライフスタイル
 - (1) 交通事情
 - (2) 食事
- 8 おわりに

1 はじめに

2012年6月初旬から約4ヶ月間欧州に滞在し、欧州特許実務研修の受講、および欧州各国の特許事務所への表敬訪問の機会をいただきましたので、その中で得た筆者の経験や体験について、主に海外出張未経験の読者を対象に、少しご紹介させていただきます。個人的な感想も含まれていますので、読者の皆様には、気楽に読んでいただければ幸いです。

2 自己紹介

欧州での研修および出張経験をお話させていただく前に、簡単に自己紹介をさせていただきます。筆者は、大阪の特許事務所に勤務している弁理士で、出張当時で勤務9年目、弁理士登録後4年目でした。大学院では有機合成化学分野の研究室を修了した後、グローバルな活躍が期待できる弁理士という職業に憧れて特許事務所に入所しました。専門は化学・医薬分野の、国内外の特許出願・中間処理実務、翻訳業務、また若干の訴訟実務等を担当しております。日々の業務に追われる中、多くの方々のご支援のもと機会に恵まれ、昨夏欧州へ実務研修を兼ねて出張して参りました。それでは、少しですが、欧州での体験談をご紹介します。

3 欧州特許実務研修に向けて

(1) 滞在先の決定と事前準備

自己紹介でも述べましたように、筆者は国際特許出願およびその国内移行に関わる、いわゆる「内外」の特許実務・中間処理実務を担当していたこともあって、海外の特許事務所への実務研修を兼ねた出張の機会をいただきました。出張地域や滞在先、滞在期間などは、諸々の事情が考慮されますが、基本的には自身で計画しました。海外での研修が決定したとき、まずどこに行こうか、と考えました。アメリカもいいな、ドイツもいいな、あるいは、アジア方面もいいななどと、現地の特許弁理士や担当者と face-to-face でコ

コミュニケーションしているところを想像しながら検討しました。ちょうどその頃、ドイツでのある案件に担当者一人として参加することになったので、欧州の特許事務所に興味を持ちました。そこで、欧州で研修を主催している事務所を色々検索していくうちに、英国の特許事務所でも研修を主催しているところを見つけました。実際に、その事務所へは過去に筆者の勤務先の弁理士も数名研修に参加したことがありましたので、その事務所、Mewburn Ellis LLP 事務所の欧州特許実務研修 (Summer Course) への参加を申し込みました。さらに、その後、訓練生 (トレイニー) として同事務所の一席をお借りしたい旨を依頼しましたが、突然の滞在依頼で、受け入れてくれるかどうか不安でしたが、先輩弁理士からの力添えもあって、研修および滞在とも快く受け入れてくれました。

次に、ドイツの特許事務所へも滞在して活きた実務を体験したいと考えました。ドイツでも研修を受けるという選択肢もありましたが、ドイツ滞在中は欧州各国の特許事務所への表敬訪問も検討していましたが、研修は受けずにトレイニー滞在を受け入れてくれる事務所を探しました。ドイツの事務所でも滞在を快く受け入れていただき、ミュンヘンにある Hoffmann・Eitle 事務所での滞在が決まりました。

以上のようにして、滞在期間は、2012年6月初旬から同年10月初旬の約4ヶ月間で、最初の二週間は欧州特許実務研修に参加し、その後、同事務所にてトレイニーとして、合計約3ヶ月英国に滞在することになりました。そして、残りの期間をドイツの特許事務所にてトレイニーとして滞在了ました。

今回の欧州出張の目的の一つは、欧州特許実務研修とトレイニーとしての滞在を通じて、欧州の特許実務を学ぶことでしたが、もう一つの目的は、日頃取引のある欧州特許事務所への表敬訪問でした。渡欧期間が夏のバケーションの時期にも重なっていたので、渡欧前にある程度、訪問先事務所の決定と訪問依頼もして行きました。実際の訪問時期がかなり先であったのと、最寄りの駅や空港などからの交通手段や移動時間などを日本から事前に調べることが不慣れであったのとで、具体的な訪問時間の設定にはかなり苦労しましたが、いざ、えいやと決めてしまうと現地では何とかかなったものでした。大学時代の海外一人旅の経験が少し活かされたように思います。兎にも角にも、このようにして渡欧当日を迎えたのでありました。

(2) 渡欧から研修まで

今回参加した Mewburn Ellis LLP 事務所主催の欧州特許実務研修は、最初に同事務所のブリストル・オフィス、次いでロンドン・オフィスで行われる予定でしたので、大阪から英国の港町ブリストルに向けて出発しました。ブリストルはロンドンの西約170kmにある港町で、人口は英国で8番目に多い町です。ロンドンからは列車で約2時間の道程です。

関西国際空港を朝早く出発すると、同日の夕方にはロンドン・ヒースロー空港に到着しました。空港での入国審査 (UK Border) では予想以上の長蛇の列でしたが、しばらくして自分の番が回ってきました。ロンドン・ヒースロー空港での入国審査は昨今のテロ対策もあって厳しくなっており、滞在先の事務所ではあらかじめ入国用の推薦状を用意してくれていました。自分の番になって推薦状を見せましたが、なかなか通してくれず、あれこれと質問されました。後で聞いた話ですが、職業欄に「Patent Attorney」と書いておけば、もう少し楽に入国できたようでした。入国に少し手間取ったのと、あいにくの雨と気温の低さ (最高気温14℃) に少し気分が滅入りましたが、気を取り直してブリストルに向かいました。

ブリストルへは、ロンドン・ヒースロー空港とロンドン中心部とを約15分で結ぶヒースロー・エクスプレスでパディントン駅まで向かい、そこでブリストル (ブリストル・テンプル・ミーズ駅) 行きの列車に乗り換えて約2時間ほどで行くことができます。列車は、平日の夕方のラッシュ・アワーだったせいもあって、余分に on-peak 料金がかかってしまい、車内も非常に混雑していました。予定よりも少し遅れて (英国では列車の遅延は日常茶飯事で、時には運行自体が予告なく直前にキャンセルされることもあるそうです)、何とか終着駅に到着しました。駅から研修中に滞りするホテルまではタクシーで向かい、チェックインした後、近くのレストランでお腹を満たして長い一日が終わりました。

翌日から研修までは、ブリストルの町を歩き回って色々な場所を確認したり、予想外に寒かったので防寒着を3着ほど購入したり、本場のブリティッシュ・パブを体験してカウンター越しにビールを注文したり、英国料理を堪能したり、来たるべき表敬訪問のための航空券や宿泊先を予約したり、趣味のランニングをしたりするなどして、時差ぼけを解消して研修に備えました。

翌日からは、いよいよ研修が始まります。

4 欧州特許実務研修 (Summer Course)

(1) 研修内容

筆者が参加した Mewburn Ellis LLP 事務所が主催する欧州特許実務研修 (Summer Course) は、第一週は同事務所のブリストル・オフィスで、第二週はロンドン・オフィスに移動して計二週間開催されました。日本の企業知財部・特許事務所および中国の特許事務所などから計 15 名程度の参加でした。

若手を含む幅広い世代の同事務所の欧州特許・商標弁理士から、欧州特許の概説、優先権、新規性、進歩性、明細書作成、方式、補正・訂正、審査・登録、譲渡・ライセンス、クレーム解釈、特許対象、侵害ケース・スタディ、拒絶理由対応、クレーム・ドラフティング、異議申立、補充的保護証明書 (SPC)、ならびに欧州共同体商標 (CTM) 保護など多岐にわたったテーマについての講義を受け、さらに、英国法律事務所の事務弁護士 (Solicitor) からは英国および他の欧州各国における権利行使についても講習を受けました。

基本事項の多い研修内容でしたが、該当する欧州特許条約 (EPC)、規則、審査基準および判例を参照しつつ、網羅的に体系立てて講義していただいたため理解が一層深まりました。会話速度もかなりゆっくりと話してくださったので、その後の欧州滞在の第一歩という意味でも非常に有益だったと思います。

(2) 研修 (ブリストルにて)

研修初日は朝から雨が降っていましたが (英国滞在中、異例の冷夏ということで気温も低く、快晴という日は極まれでした。もっとも英国の天気は移り変わりが激しかったのですが)、初日ということで緊張感をもった朝を迎えました。参加者は全員同じホテルに宿泊していたので、みんなで会場となる Mewburn Ellis LLP 事務所のブリストル・オフィスに向かいました。ブリストルにある他の建物と同様、外観は趣のある建築様式の建物で、しかし建物の中は近代的な造りという環境で研修が始まりました。研修は会議室で行われ、欧州特許の概説から始まり、午前と午後の 1 日 2 テーマで、充実した講義を受けることができました。また何より、ベテラン・中堅・若手を問わず、講演者全員が各テーマのプレゼンに慣れていて非常に分かり易かったことに感心しました。研修中は、せっかく参

加させていただいたので、各セッションでどんなことでも一つ質問をするよう心がけました。最初は緊張しましたが、段々と英語に慣れていけたと思います。午前と午後の合間には、ウェルカム・ランチで歓迎していただき、その後オフィス内を見学させていただきました。フロアの中央部には秘書さんのデスクが集まっています、これを囲むようにアトニーの個室があり、その個室を数名でシェアしていました。仕事に集中できる、良い環境だと思いました。

研修中には、課外活動も行われ、同事務所のメンバーと一緒に、ブリストルのランド・マークであるクリフトン吊り橋まで歩いたり、英国でロンドンに次ぐ観光地であるバースの歴史ある町並みと風景を眺めるため少し遠出したり、ブリストルでの研修最終日には郊外のパブでビールを飲みながらスキットルズという英国の伝統的なボーリングを体験したり、町を流れる運河でのボートツアーの後、イチゴジャムと濃厚なクリームをスコーンにたっぷり塗って温かいミルクティーと楽しむ伝統的なクリーム・ティーを体験したり、と英国文化にも触れることができました。英国では個人個人がよく働き (学び)、仕事に集中するだけでなく、仕事が終わればプライベートの時間も大切に過ごして充実した日々を楽しんでいるようでした。

英国はスコットランド地方を除いてほとんど山がなく、丘や平野が多いため、日本でいう北海道のような自然豊かな環境でした。ブリストルからロンドンへの移動の際には、途中、先史時代の直立巨石遺跡であるストーンヘンジやエリザベス女王が週末を過ごすウィンザー城にも立ち寄って、研修第二週目には大都会ロンドンへと向かいました。

(3) 研修 (ロンドンにて)

ロンドン・オフィスはロンドンの金融街シティ・オブ・ロンドンにある近代的なビルにあります。オフィスからほど近くには、ダイアナ元妃が結婚式を挙げたセント・ポール大聖堂もあって壮麗な外観と際だった存在感を放っていました。初日にビルやフロアへの入館証を発行してもらいました。

午後、法廷弁護士 (Barrister) でもある欧州弁理士による侵害事件に関するケース・スタディが終わると、事務所でウェルカム・パーティをしてくれました。他のオフィス (ケンブリッジ、マンチェスター) から多くの方が来てくれ、温かく和やかにもてなしてい

ただきました。帰り道。夜9時を過ぎても辺りはまだ明るく晴れていて、セント・ポール大聖堂がロンドンの夕暮れ時の空に幻想的にそびえていました。

翌日、その日の研修が終わると、皆でテムズ川沿いにあるロンドン・アイに行きました。ロンドン・アイとはシンガポール・フライヤーが開業した2008年までは世界最大であったという巨大な観覧車で、ゴンドラからはロンドンの街を一望できました。対岸には、エリザベス2世の在位60周年を記念して「エリザベス・タワー」に改称されたかつてのビッグ・ベン（ちょうど筆者が渡英する前には在位60周年記念パレードが催されました）やウェストミンスター宮殿（英国国会議事堂）などロンドンの主要な建築物を見渡すことができました。

研修の合間にフリーの日があったので、商店やミュージカル劇場が立ち並ぶコヴェント・ガーデンを散策し、トラファルガー広場、エリザベス・タワー、ウェストミンスター寺院、バッキンガム宮殿を回って、大英博物館を見学しました。その後、翌週からの欧州滞りに備えて、滞在先のアパートや訪問予定先の事務所の位置などを下見して回りました。アパートはシティ・オブ・ロンドンの比較的大きな通りから路地を一つ入ったところにあり、外観はなかなかおしゃれで、これからのロンドン滞在を想像すると胸が高鳴ったのを憶えています。訪問先事務所はいずれも徒歩や地下鉄（Underground）で簡単に行けることが分かり、不安な気持ちが払拭されました。

知識面だけでなく、文化面・教養面においても有意義な時間を過ごすことができましたが、ここで少し実務的なお話をいたします。座学研修の最終日には、研修の成果発表を兼ねて、異議申立の疑似口頭審理（Mock oral hearing）を行いました。特許権者側および異議申立人側の2つのグループに分かれ、各グループで午前中に事案についての議論を行い、午後に疑似口頭審理という流れです。

具体的には、磁気ディスク・カートリッジの発明を例に、主に欧州特許庁（EPO）での進歩性判断を勉強しましたので、判断手法として採用されているプロブレム・アンド・ソリューション・アプローチ（Problem-and-solution approach）について、簡単にご紹介します。EPOではほとんど例外なく、以下の三段階で進歩性が判断されます¹⁾。

- (i) 「最も近い先行技術」の決定
- (ii) 「客観的な解決すべき技術的課題」の構築
- (iii) 最も近い先行技術と客観的な技術的課題から出発して、本願発明が当業者にとって自明であったであろうか否かの判断

(i) について、「最も近い先行技術」は、本願発明に至るのに最も可能性のある出発点を構成する特徴を開示する単一文献であり、当業者の視点から本願発明との目的・効果の類似性や技術分野の類似性が考慮されます。

(ii) について、本願の内容、「最も近い先行技術」、および技術的特徴を考慮した本願発明と「最も近い先行技術」との相違点を検討し、当該相違点から生じる技術的効果を認定した上で、客観的な方法で解決すべき技術的課題が構築されます。技術的課題とは、「最も近い先行技術」を改変ないし適合することにより本願発明が「最も近い先行技術」に対して技術的効果を与えるための目標および課題です。従って、「客観的な解決すべき技術的課題」は、出願人が本願明細書に記載した技術的課題と必ずしも一致するわけではなく、また、出願人の記載した技術的課題の改変が必要となることもあります。あくまで、上記作業により構築される「客観的な」ものです。

(iii) について、いわゆる Could-would アプローチが用いられ、当業者が最も近い先行技術を適合ないし改変することにより、本願発明に到達することができたか否かではなく、そうしたであろうか否かで判断されます。

このような判断手法は、多国籍の審査官から構成される EPO で確立された独特の手法のようです。

研修では、以上のようなプロブレム・アンド・ソリューション・アプローチに基づき、特許権者側からの進歩性主張を議論しました。後日の欧州滞在中のケース・スタディにおいても、欧州特許弁理士の指導のもとでこの考え方を実践練習することができたことは、今後の業務にも役立つ非常に良い経験でした。

(4) 王立裁判所見学

研修中、ロンドンの王立裁判所（Royal Courts of Justice）を見学する機会がありました。王立裁判所は民事の控訴院と高等法院を兼ねた美しい裁判所で、荘厳な雰囲気を感じました。建物の前の通りの真ん中にはウェストミンスター区とシティ・オブ・ロンドンとの境界を示すドラゴンの彫像があり、通りを挟んで向かいに

は紅茶ブランドの「TWININGS」の路面店があります。

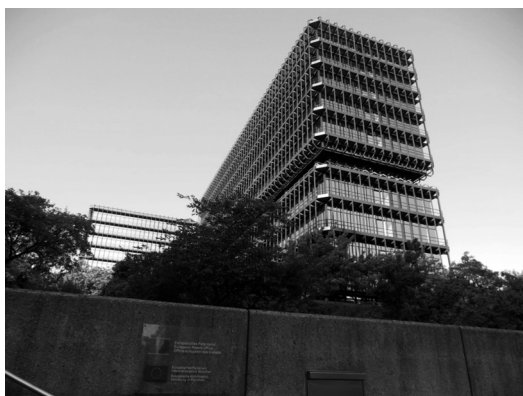


写真撮影禁止のエントランスからボディ・チェックを受けて中に入ると、重厚な教会を連想させるような美しい白レンガ造りの内装でした。王立裁判所の内部を少し見学した後、裏口から裁判所を出たところに、近代的なガラス張りの建物がありました。

実際に傍聴した事件は、このガラス張りの建物の一室で、商標事件の証人尋問の最中でした。入室してしばらくすると、一方当事者の法廷弁護士の証人に対する質問が不明確だったようで、判事がその法廷弁護士に対し質問を明確に述べるようにと顔を真っ赤にして興奮していたのが印象的でした。残念ながら判決まで聴くことはできませんでした。

(5) 欧州特許庁でのヒヤリング傍聴

研修の終わりに、実際の異議申立事件の口頭審理を傍聴しました。傍聴の前日に、ロンドンからドイツ・ミュンヘンにある欧州特許庁（EPO）近くのホテルに移動しました。この時期のドイツは大陸気候のため非常に暖かく、冷夏であったロンドンに比べると、非常に過ごしやすい気候でした。



傍聴した事件は、異議申立事件の控訴事件であったため、EPOのメイン・ビルディングで午前9時から開始されました。合議体（Board of Appeal）の構成は、部屋の入口付近の傍聴席から向かって左から50代く

らしい男性主任審判官（Primary member）、60代くらいの男性審判長（Chairman）、40代くらいの女性審判官（Second member）の3名でした。合議体に向かい合うようにして、左側に特許権者側の当事者・代理人、右側に異議申立人（控訴人）側の当事者・代理人が着席し、一番入口側に傍聴席がありました。

口頭審理は審判長の主導のもと淡々と進められました。開廷されてすぐに、特許権者側および異議申立人側双方の紹介がなされた後、審判長が控訴状を読み上げました。中には進歩性に関する主張も含まれていました。本件は異議申立人が控訴していたので、控訴状が読み上げられた後、まず、異議申立人に対し、争点の一つである進歩性についてプロブレム・アンド・ソリューション・アプローチに則り、最も近い先行技術の確認が行われました。異議申立人は最も近い先行技術の確認の後、続けて進歩性欠如の主張を力説していました。主任審判官からいくつか質問がされた後、今度は特許権者に対しても同様に、最も近い先行技術の確認がされました。そして次は、客観的な解決すべき技術的課題の構築、進歩性判断という順で議論が進行し、特許権者側代理人の主張がこの一連のプロブレム・アンド・ソリューション・アプローチから少しでもずれていくと、審判長から進歩性の議論はプロブレム・アンド・ソリューション・アプローチに則ってなされるべきである旨の注意がありました。結局のところ、特許権者側の主張する先行技術に対する本件発明による改善が認められず、特許権者の主請求（Main request）にかかる発明の進歩性は排斥されました。ここまでで開廷後約1時間が経過しており、10分間の休憩が言い渡されました。休憩後、特許権者が事前に提出していた複数の補助的請求（Auxiliary request）について審理が続きます。

通常、合議体の決定はその場で言い渡されます。今回は時間の都合上、合議体の決定を聞くことなく、休憩時間中に中座しました。EPOでは口頭審理の場においても、進歩性についてプロブレム・アンド・ソリューション・アプローチから逸れることなく、厳密に判断されていたことが印象的でした。また、特許権者側の代理人が複数に対し、異議申立人側の代理人は一人でしたが、自信満々に主張しており、優秀なやり手の弁理士のように感じられました。

このようにして、わずか二週間の短い研修期間でしたが、共に研修に参加したメンバーにも恵まれ、欧州

特許について生の情報に触れつつ密度の濃い研修が修了しました。

5 トレーニー滞在

(1) 英国滞在編

英国での二週間の研修の後、研修を主催していただいた事務所にて8月末迄の約2カ月間、トレーニーとして滞在させていただきました。いよいよ本当の意味での欧州滞在が始まりました。同事務所のトレーニーは、通常、英国内各地にある4つのオフィスを一定期間（数か月）ごとに回り、それぞれ異なるパートナー弁理士から指導を受けて実務の基礎を身につけることが慣例となっているようです。そのため、筆者もロンドン、ケンブリッジ、マンチェスターおよびブリストルの順に各オフィスを巡って具体的な事案について指導を受けたり、ディスカッションなどしました。具体的には、欧州特許におけるサーチ・レポートおよびサーチ・オピニオンに対する報告・応答などの通常の間接処理ケースから情報提供などの少し変わったケースについて欧州特許弁理士と議論しながら対応しました。

特に、間接処理に関して、先にも述べましたように、EPOではプロブレム・アンド・ソリューション・アプローチに基づき進歩性が判断されるため、報告段階からこの手法に沿って、クライアントに詳細かつ丁寧にアドバイスしていたことが印象的でした。しかし、外国クライアントからの指示は必ずしもこのような運用に沿っていないことが多いのが実情ですので、応答時にはこれをEPOの運用に合わせて応答書面を作成していました。この点、欧州代理人と外国（日本）クライアントとの橋渡しをする我々日本の弁理士の立場としては、常日頃から現地の運用を勉強し理解して欧州代理人に対し、現地のプラクティスを十分考慮した的確な指示を心掛ける必要があるのだと改めて実感しました。

滞在中のケース・スタディの一つとして、新規事項の追加（Added subject-matter）についてディスカッションしました。審査段階での新規事項の追加については実務でも検討する機会が多いのですが、登録の前後に亘る、いわゆる Article 123(2)-123(3) EPC トラップについて、審査官から提案される補正であっても注意が必要であることを教わりました。権利化することだけを考えれば、審査官から補正の提案があった場合に喜んで受け入れてしまうこともあるかもしれませんが、登録後の異議申立手続を考慮すると、

たとえ審査官からの補正提案であっても、それが新規事項の追加に該当するか否かを熟慮する必要があります。つまり、新規事項の追加は異議理由の一つとなっており、異議申立では、ほぼ必ずと言ってよいほど、審査過程における補正事項が問題とされ、新規事項追加が争点の一つに挙げられるためです。そしてこの場合、特許権者側として、問題の補正事項が新規事項であることに承服せざるを得ない場合には、当該事項（構成要件）をクレームから削除せざるを得ないこととなりますが、登録時のクレームから当該事項にかかる構成要件を削除した場合には、その構成要件による限定がなくなるためクレームの範囲が登録時に比べて拡張されることもあります。ところが、登録後にクレームの範囲を拡張することはできないためそのような構成要件の削除は Article 123(3) EPC 違反となる一方で、その構成要件を削除しなければ、新規事項の追加（Article 123(2) EPC 違反）となってしまうため、結局のところ手の打ちようがなく特許無効を免れないという状況が起こり得ます。このようなことが起こらないためにも、日々の間接処理業務においても幅広い視野をもって対応する必要があるのだとひしひしと感じました。

また、滞在中、欧州特許に関するいくつかのテーマについて、中堅・若手の欧州弁理士と一対一で議論する機会がありました。その一つとして、補助的請求（Auxiliary request）（Article 113(2) EPC）の有用性についても教えていただきました²⁾。クレームの補正や特許性主張について、EPOに対し、ある主請求（Main request）だけでなく、複数の補助的請求も同時に提出できるという、日本には無い制度です。これは、EPOでの審査、審判、異議申立手続を問わず利用できる制度で、日本のクライアントにとっては馴染みのない分、頻繁には利用されていませんが、1回の応答で、審査官や審判官に対し複数回の主張をすることができるため、例えば複数の案があって、そのうちチャレンジングな案を試したい場合などに有用です。この場合、最もチャレンジングな（例えばクレーム範囲が広い）案を主請求として、他の案に順位付けすれば、主請求から順番に審理されるため、複数の判断を得たり、段階的に主張することができます。

英国の特許事務所でトレーニーとして滞在して感じたことは、職位や職歴を問わず、事務所のメンバー全員が各人で責任を持って仕事をし、クライアントへの

サービスを含め、自分達の職場環境、さらには事務所全体を盛り立てていこうという雰囲気を感じました。複数の地域や都市にオフィスを持つ事務所では、各事務所での実務における質の維持や向上、情報の共有化、コミュニケーションの活性化などを図るために、様々な取り組みを行っていました。また、会議では各個人の意見が尊重される反面、建設的な意見を積極的に出すことも要求される、それは英国人あるいは欧州人の気質なのかもしれませんが、欧州各国の競争が激しい地域で生き残るためには必要であり、これからの日本の競争激化社会にも当てはまるように思いました。

英国で出会い、お世話になった欧州特許弁理士は、全員が仕事に誇りと自信を持っていました。ストレスの高い責任ある職種ですが、みんな笑顔で「It's a good fun.」と言って仕事を楽しみ、かつ、仕事に使命感のようなものを持って臨んでいました。同僚に対してもお互いの業務や仕事を尊重し合い、たとえ自分の仕事でも相手の話を真剣に聞いていました。それでいて、オンとオフはきちりしていて、オフのときは自分の趣味や家族との時間を大切にしていました。むしろオフが充実しているからこそ、オンの時間も充実し、仕事により没頭できるのかもしれませんが。語学への好奇心も旺盛で、日本の弁理士も見習うべき姿だと感じました。

8月末までであったという間に過ぎていき、滞在最終日を迎えました。英国では、仕事の最終日や自分の誕生日に、職場の同僚達にケーキやお菓子を振る舞うのが一般的のようです。滞在先の事務所には本当に何から何までお世話になったので後ろ髪を引かれる想いでしたが、筆者もこの慣習に倣って感謝の意を表し、次はドイツ・ミュンヘンに向けて英国を出発しました。

(2) ドイツ滞在編

英国ブリストルからロンドンまで列車で移動し、次いでロンドン・ヒースロー空港からドイツのミュンヘン国際空港へ向けて出発しました。ミュンヘン国際空港までは直行便で、空港からミュンヘン市街までは約1時間ほどかかりました。これから一か月余りの間滞在するアパートは少し郊外にありましたが、周りは緑も多く、近くに河も流れていて環境のよいところでした。

ドイツでの滞在先事務所は、Hoffmann・Eitle 事務所のミュンヘン・オフィスでした。同事務所では、欧州各国（オランダ、ベルギー、イタリアなど）のアトー

ニーも在籍しており法律チームもあるため、出願手続だけでなく、登録後の各国での訴訟に至るまで単独で代理できることを特徴の一つとしているようです。

ミュンヘンでは、EPOがあるということもあって、異議申立事件の口頭審理を何回か傍聴させていただきました。そのうちのいくつかのケースでは、事前に出願経過にも目を通して傍聴しました。先日の研修中に傍聴したケースでは時間の都合で中座しましたが、ドイツ滞在中のケースでは合議体の決定まで傍聴することができ、非常に良い経験でした。いずれのケースも、まず新規事項の追加などの形式的事項、次いで記載要件、その後、新規性・進歩性などの実体的事項の順で着実に審理判断されていました。また、どのケースも、合議体主導のもと、それぞれの事項ごとに互いの主張が交換された後、10分程度の休憩があり、休憩後に当該事項に関する合議体の決定という流れになっていました。そのため、新規事項の追加や記載要件など複数の争点の場合どれか一つで躓いてしまうと、それ以降の審理はされずに特許無効で審理終了ということもある一方、ケースによっては一日では終わらないこともあるそうです。異議申立という、特許権者側の代理人にとっては特許無効のリスクを背負った厳しい状況の中、合議体からの質問や異議申立人側からの批判を経験と技術で巧くかわしていたので感心しながら口頭審理での答弁を傍聴していました。

また、EPOでは審査段階から3名の合議体で審査が行われます。そのため、日本の特許庁などのように審査官への面接（Interview）がうまく働かないこともあるようです。EPOでは、仮に面接で審査官を納得させることができ好印象を得たとしても、その審査官は通常、主任審査官（Primary examiner）ですので、他の2名の審査官が異なる意見や結論を持っていた場合には、好ましくない決定がなされることもあるためです。この点、注意が必要だというアドバイスもいただきました。

ドイツは大陸型気候のため一旦雨が降り始めると、しばらく降り続きます。また、9月中旬ごろになると、朝晩は冷え込み、もう冬の気配が感じられました。そろそろ帰国の日が近づいてきたようでした。

6 欧州特許事務所への表敬訪問

(1) 緊張のプレゼンと温かな歓迎

欧州滞在中、英国・ドイツを含め、欧州4か国9都

市の特許事務所を表敬訪問しました。具体的には、英国、ドイツ、イタリアおよびデンマークの事務所で、滞在先を含めて15事務所を訪問しました。その中には、普段の担当案件を通じて取引している事務所も含まれていましたが、ほとんどの代理人が初対面でしたので、訪問時には毎回ドキドキしながら向かいました。というのも、せっかく貴重な時間を割いて会っていただけるので、日本の特許に関するディスカッションや何か有益な情報を伝えなければと思っていましたからです。また、いくつかの事務所では、最近の特許法改正についてプレゼンをする予定もありましたので、ちょうどその年の4月から発効していた平成23年の特許法等一部改正について事前に準備していききました。プレゼン資料は、渡欧前に特許庁ウェブサイト等を参考に自身で作成したものを実地での試行錯誤を経ながら現地で修正していききました。

第一歩として、ロンドン滞在中にロンドンの事務所を訪問しました。初めて、しかも単身で訪問するというのもあって、今でもそのときの緊張感を憶えています。約束の時間は夕方でしたが、5分ほど前に事務所に入って受付で5分ほど待ちました。すると、勤務時間中だったためか、工作中的の堅い表情のまま女性パートナーが3名の男性とともに現れました。一言二言挨拶を交わした後すぐに、会議室に通され、早速プレゼンのセッティングをしてくれました。ご存知のとおり、今般の改正は内容が複雑なうえに複数のテーマに跨がっているので、初めて聴く方には分かりにくい内容だったのかもしれませんが、プレゼンの途中で質問してくれたり、熱心に聞いてくれました。初めてだったためか、質問の英語は非常に早口に感じましたが、プレゼン、質疑応答を何とか終えることができました。プレゼンが終わった後、その女性パートナーと別の男性パートナーが近くのイタリアン・レストランに招待してくれました。食事中は、最初の印象と違って和やかで楽しい雰囲気でした。別れ際に、仕事のパートナーとして代理人どうしのface-to-faceのコミュニケーションも大事だと仰っていました。実際にその事務所とは担当案件がいくつかありましたので、帰国後の業務では安心感のようなものが生まれました。普段の業務では、在外代理人とは書面のみやりとりがほとんどであり、相手がどのような人物なのか知る術もありませんが、face-to-faceで会って会話をすると相手のイメージを描くことができるので、お互

い安心して仕事ができるような気がします。訪問先の事務所の門を叩いて別れるまでわずか2時間余りでしたが、本当に素晴らしい経験ができたと思います。

その後は、ロンドン、ミュンヘン滞在中にイタリアやデンマークを含めたいくつかの事務所を訪問しました。回を重ねるごとに、プレゼンの内容をより分かり易くするなど改良していききましたが、出願実務や中間処理実務に密着した一つのテーマに絞ってプレゼンをして面白いかもしれません。

(2) 訪問先にて思ったこと

訪問した事務所はいずれも交通の便のよい場所にあり、初めての町でもほとんど迷うことはありませんでした。インターネットの地図サイトも役に立ったのだと思います。近代的なビルにある事務所もあれば、少なくとも百年以上前に建てられたであろう建築様式で美術館といわれても納得してしまうような外観の事務所もありました。

各事務所で特徴は様々ですが、実際にいくつか事務所を訪問して見聞きしたことから個人的に感じたことを率直に述べさせていただきます。

欧州の特許事務所といっても、多くの欧州特許出願案件は英仏独の事務所にどうしても集中してしまうようです。今回、フランスの特許事務所を訪問する機会は残念ながら作ることができませんでしたが、一般に、英国の特許事務所では米国からのクライアントが多いようで、ドイツの特許事務所は日本のクライアントが多い傾向があるようです。技術面を除けば、事務所選択の理由の一つとして、米国人クライアントの観点からは、同じ言語と法体系で国民性の面での相性と、ミュージカル発祥の地といわれている英国人のアピール力の高さという点が挙げられ、一方、日本人クライアントの観点からは、類似の法体系とドイツ人の実直な気質という点が挙げられるのではないかと感じました。

欧州の企業の中には米国や中国市場と同様、日本市場を重視している企業もあります。統計的にも、外国人による日本への特許出願のうちEPC加盟国の出願人からの出願はここ数年米国に次いで二番目に多く³⁾、事務所によっては日本チームを編成しているところもあります。欧州地域のハブ事務所となるべく日本への営業活動も定期的に行っているようです。滞在や訪問を通じて、色々な事務所のビジネス戦略が少し垣間見えた気がします。

7 欧州ライフスタイル

(1) 交通事情

以下では、欧州滞在中、実生活で感じたことを簡単にご報告したいと思います。

欧州の都市部では交通網が整備されているので、交通事情についてそれほど不便は感じませんでした。敢えて言えば、英国の列車は、各地方ごとに運営会社が異なるため、それぞれの連結がうまく行かずに遅れたり、突然運休になったりすることもしばしばありました。また、列車の行き先表示や案内も日本のようにきちんと表示していることは珍しかったと思います。なお、歩行者は道路を横断するときに信号を無視して渡っていたことに驚きましたが、合法のようです。ただ、ロンドンのタクシーは運転が荒っぽいことが多いので横断の際には注意が必要です。

対照的に、ドイツの交通機関は外国人にとっても乗りやすく、かなり利用しやすいと感じました。特徴的なことは、駅や停留所には改札口はなく、小さな細長いポストのような刻印機が駅の構内にあり、路面電車の場合には車内等に設置されていました。乗車する際には予め購入した切符をこの機械で刻印して乗車しました。但し、駅の表示等は、ドイツ語のみの地域も多いのでドイツ語を勉強した方がよかったと思いました。

(2) 食事

英国の食事は全体的に素材の味を活かした味付けでした。ただ慣れてくるとあのブラウン・ソースの味が懐かしく感じます。ビールはエール（ビター）とラガーの二種類あります。エールは泡が少なく色の濃いものが多く、常温で飲むのが一般的です。これに対して、ラガーは日本のビールのように冷えていて炭酸入りです。イングランドの南西地方にはサイダーという炭酸入り果実酒もあり、地元の、特に女性に人気のある少し甘めのアルコール飲料です。英国のパブでは、カウンター越しにこれらの飲み物を注文してその場で精算し、そのままカウンターで飲むか、あるいは、空いているテーブルに移動して飲むというスタイルでした。パブには、必ずポテト・チップスがあるので、アルコールと一緒に注文し、これをアテに一杯引っかけた後、ディナーを食べに行くというのが、英国人の一般的なアフター・ファイブの過ごし方のようなのです。

ドイツ・バイエルン州の食事は、肉中心の料理で、とにかく量が多かったです。豚肉、牛肉、鶏肉、鹿肉

などの塊にポテト・ダンプリング（マッシュポテトをこぶし大に固めたもの）が二つついてきました。ビールは少し白く濁ったヴァイス・ビール、金色に透き通ったヘレス・ビールなど多数ありました。ミュンヘン滞在中、幸運にも有名なビール祭オクトーバー・フェスト（Oktoberfest）の開催期間に重なったので、期間中何度か行きました。1万人収容可能な特大テント内で1リットルのビール・ジョッキを片手に飲むビールは最高でした。

8 おわりに

今回の出張では、期間の最初に研修を受講できたこと、それによって英会話力が多少なりとも上達したことで、その後の滞在先の方々とコミュニケーションに大いに役立ちました。滞在中、実際に取引している事務所へも訪問し、face-to-faceでコミュニケーションをとることができました。在外代理人といっても、同じクライアントをもつ立場であって、まさに在外の同僚「our colleague」として身近に感じながら、彼らと一丸となってクライアントへのサービスを提供することが大切だと感じました。

滞在中に教えていただきましたが、EPOでは英語を母国語としない審査官がほとんどの割合を占めているそうです。日本から欧州へ出願する際には国際出願（PCT）ルートなどで明細書を英訳することも多いと思います。英語が母国語でない人が読んでも分かりやすく、誤解の無い英語表現を用いることも気に留めておく必要があります。弁理士として、専門知識だけでなく、語学などの教養にも好奇心旺盛に取り組むことも大切だと良い意味での刺激も受けることができました。

最後になりましたが、このような非常に有意義な欧州滞在中の機会を与えていただきました多くの方々および出張中に色々お世話くださった欧州の特許事務所の方々に深く感謝致します。

(参考文献)

- 1) Guidelines for Examination, June 2012, Part G - Chapter VII, 5
- 2) Guidelines for Examination, June 2012, Part E - Chapter IX, 3
- 3) 特許行政年次報告書 2012年版

(原稿受領 2013. 5. 17)